

山口県公立大学法人評価委員会（第26回）の審議要旨

- 1 日 時 平成27年7月27日（月） 14:00～15:00
- 2 場 所 山口県庁共用第4会議室
- 3 出席委員 辻委員長、岸本委員、樋口委員、広中委員、二木委員（委員長以外50音順）
- 4 審議事項
 - (1) 平成26年度における法人の業務の実績について
 - (2) 平成26年度における法人の財務諸表等について
- 5 審議要旨 [● 委員 ◆ 委員長 □ 法人 △事務局]

【評価書素案】

- 一般教員と事務職員を対象とした人事評価制度が実施要領の策定まで至っておらず未達成であり「2」という評価となっている。

3年以上前に、まずは管理職から導入しそれから徐々に一般の教職員にも導入する準備をしていると伺っていたが、県立大学における人事評価制度の導入はかなり時間がかかっているという印象を受ける。

話を伺った当時は、自分の大学では人事評価制度について全く取り組んでいなかったが、事務職員については昨年半年で導入し、また、教員については昨年半年で制度設計をし、今年度の試行を経て来年度から本格実施することとしている。

- 人事評価制度の導入については、第1期中期計画において未達成であったことを踏まえ第2期中期計画においても、管理職教員、一般教員、事務職員についてそれぞれの枠組みを作るということで取り組んでいる。

管理職については、平成25年度に実施を決め、本年度も実施している。事務職員については、平成26年度にワーキンググループを9回開催し、実施要領の素案を策定し、平成27年度から試行する予定である。一般教員については、いろいろな意見が出て論点が整理できていないためワーキングを継続している。時間はかかっているが、導入に向けて労使間で取り組んでいる。

- 使用者側からすれば人事評価制度の導入により自主的・自律的な大学運営を進めていきたいと考えている。

事務職員は今年度試行に入ったので2年後には本格実施する。一般教員についてもワーキンググループで評価項目を精査し、試行による改善を踏まえて人事評価制度を構築したいので今しばらくお時間をいただきたい。

- 財務諸表を見ると教員の人件費の大半を県から出してもらっている。誰のための大学なのかという認識を持ってもらい、取組を進めてもらいたい。
- ◆ 国立大学でも独法化を契機にトップダウンにより早くから人事評価制度が導入されている。事務職員の評価は比較的制度設計がしやすいと思うが、教員について国立大学では教育・研究・大学運営という3つの評価軸にどれだけ貢献できているかという観点から評価制度を運用していたと思う。
 - 労使関係は疎かにはできないが、県立大学は、県民の税金により運営されている大学であり、取組を進めなければならない。
 - 高いハードルの目標設定をしなくても、標準的な評価項目・目標を設定して評価をしていけばよいのではないか。
 - 教員の中には、評価されること自体を嫌う者がいるかも知れないが、それでは今の時代に対応できないので、トップダウンで進めていく必要もあるのではないか。
- 教員は教育の中で学生を評価しているのであり、教員も組織の中で評価を受けることは当然である。取組を早く進めてもらいたい。
- 評価委員会でこのような意見をいただいたことを学内でしっかりフィードバックしていきたい。
- 広報の基本方針の見直しについて進捗が遅れており未達成ということであるが、見直しに係る大まかな方針は決まっているのか。
- 入試戦略に基づき学生をいかに集めるかという観点から広報の見直しを進めている。文部科学省の補助事業である地（知）の拠点整備事業やグローバル人材育成推進事業の成果を踏まえた地域貢献型大学として、本学の特色を出すことが広報の見直しの柱となっており、今年度中に策定したい。
- ◆ 情報発信については、わかりやすいホームページを作成することが重要である。
- 広報戦略の見直しを行っているところであるが、ホームページについては、平成24年度から先行してリニューアルを行っている。具体的には、学部ごとでそれぞれのページを管理していたためバラバラであったものを、大学として統一感を持って情報を打ち出すこととした。
 - また、ツイッター、ブログ、フェイスブックなど、学生になじみのあるソーシャルネットワークを使った情報発信を積極的に行っている。ホームページのリニューアルについてはOBから見やすくなったとの意見もいただいている。
- 自己に厳しいところもあるが、適切な評価を行っている。

【 財務諸表 】

《特段の意見なし》

【 まとめ 】

◆ 評価書の原案については、素案のとおりする。財務諸表と剰余金の繰越については、委員会の意見を「法人の申請どおり承認することが適当」とする。

△ 本日の委員の意見を踏まえて、委員長と事務局とで評価書原案を調製し、法人への意見照会を経て、評価書を確定させていただく。

評価の結果については、9月議会に報告させていただく。

以 上